

過労死等の防止のための対策 (厚生労働省における取組状況等)

厚生労働省

《調査研究等①》 総合的な労働安全衛生研究

(労災疾病臨床研究:平成27年度～29年度、労働安全衛生総合研究所・過労死等調査分析センターほか)

1 労災認定事案等の分析

＜27年度＞労災認定事案のデータベース構築

【データベース化の対象】

平成22年1月～平成27年3月の認定事案

①脳・心臓疾患事案 1,564件

②精神障害事案 2,000件

調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築と検証

脳・心臓疾患事案の解析

＜27年度＞解析の基盤となる**基礎集計を実施**。
(なお、運輸業については、試行的に解析を実施。)

＜28年度＞**運輸業、飲食業等の多発業種に関する詳細な解析を開始**。

精神障害事案の解析

＜27年度＞解析の基盤となる**基礎集計を実施**。

＜28年度＞**運輸業、飲食業等の多発業種に関する詳細な解析を開始**。

＜28年度＞労災不支給事案のデータベース構築

※データベース化の対象期間、作業方法は27年度の労災認定事案と同様。

脳・心臓疾患事案、精神障害事案を合わせて約6,000件。

2 疫学研究

(1) 職域コホート研究

●労働者集団を長期間追跡調査し、長時間労働等と健康の関連について検討

＜27年度＞調査の**準備作業を実施**。

＜28年度＞**予備調査を実施**するとともに、約2万人の労働者を対象とした約10年間の**本調査を開始**。

(2) 職場環境改善に向けた介入研究

●対象事業場において、職場環境を改善するための取組を実施し、その効果を検証

＜27年度＞協力事業場の候補選定、調査計画の設計等の**準備作業を実施**。

＜28年度＞協力事業場において、勤務間インターバルを実施し、その効果を検証する**研究を開始**。

3 実験研究

●長時間労働等のリスク要因による循環器負担への影響を研究

＜27年度＞**本実験に向けての予備実験を実施**。

＜28年度＞約60人を対象に、長時間労働の作業中・作業後の血圧、心拍数、疲労感等を測定する**本実験を開始**。

《調査研究等②》 労働・社会分野の調査・分析

(平成28年度事業委託先 みずほ情報総研(株))

検討委員会の設置・運営

(メンバー)

- 学識経験者5名
(協議会委員2名を含む。)

(検討事項)

- アンケート調査項目の検討、調査結果の分析
- 既存の統計の分析方法等の検討、結果の分析

既存の統計資料の分析、再集計等

- 既存統計(労働力調査、社会生活基本調査等)の収集
- 平成27年度アンケート調査結果の分析・結果の検討

アンケート調査の検討状況②

(対象)

- 自動車運転従事者(トラック、バス、タクシー)
- 外食産業(居酒屋、ファミレス等)

(対象数)

- 企業調査(郵送調査): 約8,000社(合計)
- 労働者調査(郵送調査): 約8万人(合計)

(調査項目) ← 検討委員会において検討

- 企業調査

労働時間制度・実態、休暇制度、休暇取得状況、過重労働防止のための取組状況、休職・労災の状況、業界の商慣行、経営環境 等

- 労働者調査

労働時間制度・実態、休暇制度、休暇取得状況、過重労働・メンタルヘルス対策の取組状況、過重労働、ストレス(労働時間以外も含む。)の状況、生活時間の状況 等

アンケート調査の検討状況①

(対象)

- 法人役員
- 自営業者

(対象数)

- 法人役員調査(郵送調査): 約3,000社
- 自営業者調査(郵送調査): 約5,000者

(調査項目) ← 検討委員会において検討

- 平成27年度の労働者調査の項目をベース

《啓発①》国民に向けた周知・啓発(1)

1 国民に向けた周知・啓発

- (1)ポスターの掲示
- (2)パンフレット等の配布
- (3)新聞広告の掲載
- (4)WEB広告の掲載
- (5)その他

(1)ポスターの掲示

概要

- 作成数: 11,200枚
- 行政機関における掲示:
 - ・ 都道府県労働局、労働基準監督署
 - ・ 都道府県、市、町、村 等
- 関係団体への送付
 - ・ 事業主団体、労働者団体
 - ・ 過労死等防止のための活動を行う民間団体
- 全国の主要駅等における掲示:
 - ・ 全国の鉄道主要駅等1,147箇所に掲出
 - ・ 11月1ヶ月間掲出

健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死ゼロを 実現するために



国民一人ひとりが
自身にも関わることとして
過労死とその防止に対する
理解を深めましょう。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



厚生労働省
東京都労働局・札幌市労働局・仙台市労働局・仙台市労働局
大塚町 労働基準局 労働基準局

《啓発②》国民に向けた周知・啓発(2)

(2)パンフレット等の配布

概要

- 作成物と作成数:
 - パンフレット 179,000部
 - リーフレット 697,000枚
- 行政機関における配布:
 - ・都道府県労働局、労働基準監督署
 - ・都道府県、市、町、村
 - ・保健所、精神保健福祉センター
- 関係団体への送付:
 - ・事業主団体、労働者団体
 - ・過労死等防止のための活動を行う民間団体

(3)新聞広告の掲載(予定)

概要

- 半2段モノクロ広告を全国紙5紙と地方紙57紙に掲載



(4)WEB広告の掲載(予定)

概要

- Yahoo!/Google ディスプレイネットワークに40,000,000imp(回)掲載
- Yahoo!サーチワードバナー(キーワード「過労死」)を掲載



《啓発③》 労働安全衛生に関する優良企業公表制度



制度の概要

働く方々の安全対策やメンタルヘルス対策に関して積極的な取組を行っている企業を、厚生労働省が認定し、企業名を公表することで、認定企業の社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の取組を促進するための制度。

[認定企業数:25社(平成28年10月11日時点)]

認定への流れ



優良企業認定項目と認定に向けた取組みによる過重労働防止対策例

- 評価項目「従業員の労働時間をタイムカード等により適正に把握した上で、所定労働時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、社内基準に抵触する場合に、改善の取組を促しているか」
⇒(対策例)管理者に各従業員の毎月(過去6ヶ月の月別)の勤務時間を通知し、一定基準以上の勤務時間の従業員について業務負担軽減方策を検討させている。
- 評価項目「1ヶ月あたりの時間外・休日労働が80時間を超える従業員に対し、医師による面接指導を従業員が受けやすいよう取組・工夫を実施しているか」
⇒(対策例)管理者が該当従業員に申出を行うよう直接勧奨している。

《啓発④》大学・高等学校における労働条件に関する啓発

- (1) 労働条件を始め労働関係法令に関する理解を深めるため、都道府県労働局等より講師を派遣するなどにより、大学、高校、中学校等においてセミナーや講義を実施。

(参考：平成27年度実績)

- ①中学校、高等学校等への講師派遣【156件】
- ②大学・高等学校等における労働条件に関するセミナーの開催及び高校への講師派遣
【セミナー開催回数 48回 高校への講師派遣 88回】
- ③大学等において実施されるセミナー、講義等への都道府県労働局の幹部職員等を講師として派遣【延べ469校（延べ596回の講義、延べ49,000人参加）】

(2) 過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業

労働問題に関する有識者及び過労死のご遺族を講師として中学校、高等学校等に派遣し、その生徒に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう啓発を行う。

【平成28年度実施予定】計140校程度

《啓発⑤》長時間労働の削減のための周知・啓発(その1)

「過重労働解消キャンペーン」(11月)における重点監督等の実施

《主な実施事項》

(1) 労使の主体的な取組の促進

キャンペーンの実施に先立ち、労働基準局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、厚生労働大臣名による協力要請を実施。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介。

(3) 重点監督の実施

① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われたなどの事業場

② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

を対象に、労働時間、賃金不払残業、労働時間の適正な把握、長時間労働者に対する医師による面接指導等について確認する重点監督を実施。また、重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表。

※ 必要に応じて夜間の立ち入りを実施。

※ ①には時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超えていると考えられる事業場を含む。

なお、平成28年4月1日以降、月100時間超の時間外・休日労働時間の疑いのある全ての事業場から月80時間超の全ての事業場に重点監督対象を拡大している。

※ ②については、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

(4) 電話相談の実施

11月6日(日)に全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施。

※ 本資料P20参照

(5) 企業における自主的な過重労働防止対策の推進

事業主、労務担当責任者などを対象に、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施。

※ 本資料P10参照

《啓発⑤》長時間労働の削減のための周知・啓発(その2)

労働基準監督機関における長時間労働削減対策の取組状況

1. 長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底

○【平成27年1月～平成28年3月】月100時間超の残業が行われているすべての事業場等に対する監督指導

| 実施事業場 (平成27年4月～12月) | 労働基準関係法令違反 が認められた事業場 | (主な違反状況) | |
|------------------------|-------------------------|------------------|---------------|
| | | 違法な時間外労働(※) | 賃金不払残業 |
| 8,530事業場 | 6,501事業場 (76.2%) | 4,790事業場 (56.2%) | 813事業場 (9.5%) |

※ 時間外・休日労働協定(36協定)なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど。

○【平成28年4月～】月残業100時間超から**80時間超**へ監督対象を拡大

年間約2万事業場が対象 → 過労死認定基準を超えるような残業が行われている事業場に重点的に対応

2. 過重労働解消キャンペーンの重点監督

○【平成27年11月】「過重労働解消キャンペーン」期間中に、集中的に重点監督を実施

5,031事業場に対し重点監督を実施し、3,718事業場(73.9%)に是正を指導

3. 監督指導・捜査体制の強化

○【平成27年4月～】過重労働事案に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」(かとか)の新設

→ 東京労働局・大阪労働局に設置(これまで、全国展開する5企業について書類送検を実施)

(東京かとか:小売業(27年7月、28年1月)、大阪かとか:飲食業(27年8月、28年9月)、小売業(平成28年10月))

○【平成28年4月～】本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設。47局において、「過重労働特別監督監理官」を新たに任命

→ 本省に対策班を設けて広域捜査の指導調整、労働局において長時間労働に関する監督指導等を専門とする担当官を任命

4. 企業名公表制度の創設

○【平成27年5月～】社会的に影響力の大きい企業が、違法な長時間労働を複数の事業場で行っている場合に企業名を公表

公表事案:小売店等の棚卸請負業(本社:千葉)(平成28年5月)

5. 情報の提供・収集体制の強化

○【平成26年9月～】平日夜間・土日に、労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を設置

相談:29,124件(平成27年4月～平成28年3月)

○【平成27年7月～】インターネットによる「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」監視を実施

→ インターネット上の求人情報等を監視・収集し、労働基準監督署による監督指導等に活用

通報:407件(平成27年7月～平成28年3月)うち128件に監督指導(平成28年4月末現在)

6. 取引の在り方や業界慣行に踏み込んだ取組等

○【平成28年6月～】中小企業庁・公正取引委員会への通報制度の拡充

→ 長時間労働の背景として親事業者の下請法等の違反が疑われる場合に、中小企業庁・公正取引委員会に通報

《啓発⑥》 過重労働による健康障害防止に関する周知・啓発

事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの実施

(実施回数等)

- ・ 全都道府県において60回実施
(東京7回、大阪・愛知3回、埼玉・神奈川2回、その他の地域各1回)
- ・ 9～11月に実施

(主な内容)

- ・ チェックシートによる自社分析
- ・ 過重労働の現状と企業経営に与える影響
- ・ 過重労働防止対策に必要な知識
- ・ 陥りがちな違法行為
- ・ 取組事例

等

平成28年度厚生労働省委託事業
過重労働解消のためのセミナー

厚生労働省

業績をアップ
させてみませんか？

残業時間を減らして

無料 100名

企業経営の発展と従業員の健康は、両立を図ることが重要です。『過重労働防止対策』という観点から、企業経営に与える影響や、従業員の健康被害防止対策について、実際に取り組む事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

| 内容 | 講師 | 講師の経歴・所属 |
|-----------------------|-------|----------------------|
| 1. 過重労働の現状と企業経営に与える影響 | 佐藤 隆夫 | 株式会社 労働政策研究・研修機構 研究員 |
| 2. 過重労働防止対策に必要な知識 | 佐藤 隆夫 | 株式会社 労働政策研究・研修機構 研究員 |
| 3. 過重労働防止対策の取組事例 | 佐藤 隆夫 | 株式会社 労働政策研究・研修機構 研究員 |
| 4. 過重労働防止対策の取組事例 | 佐藤 隆夫 | 株式会社 労働政策研究・研修機構 研究員 |
| 5. 過重労働防止対策の取組事例 | 佐藤 隆夫 | 株式会社 労働政策研究・研修機構 研究員 |
| 6. 過重労働防止対策の取組事例 | 佐藤 隆夫 | 株式会社 労働政策研究・研修機構 研究員 |

セミナーでは、過重労働解消の取組事例を紹介いたします。

申込方法 本紙裏面のFAX申込書 FAX 03-5913-6409
専用webサイトへ LEC 過重労働解消

お問い合わせ先 厚生労働省 労働政策研究・研修機構 過重労働解消セミナー運営事務局 担当 奥田・栗川
〒164-0001東京都豊田4区中野4-11-10アーバンネット豊田ビル TEL:03-5913-6033(平日9時～18時) FAX:03-5913-6409

労働条件ポータルサイトの設置(平成26年11月23日～)

(主な掲載内容)

- ・ 労働条件問題に関する法令・制度
- ・ 労働条件問題に関するQ&A
- ・ 労働条件問題に関する重要な裁判例
- ・ 行政の取組
- ・ 相談機関
- ・ 関連パンフレット・リーフレット等

(アクセス件数)

約11.6万回(平成28年4月～平成28年9月)

労働条件を
確かめてみませんか？

休日出勤ばかり。
労働条件「たしかめよう！」

毎日残業。
労働条件「たしかめよう！」

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター(おしかねん)

来週からアルバイト。
労働条件「たしかめよう！」

確かめよう 労働条件 検索

さあ、検索！

厚生労働省

携帯専用 スマフォでも

《啓発⑦》企業への働きかけの一層の推進

◆ 本省と都道府県労働局が連携して、下記の取組を実施

- ① 企業の自主的な働き方の見直しの推進
- ② 地域における働き方改革の気運の醸成
- ③ 都道府県労働局と地方公共団体の連携 等

働き方改革の実施には、労働基準法の遵守を前提とした上で、働き方そのものの見直しが必要で、企業トップの強いリーダーシップが不可欠。

本省幹部による業界の リーディングカンパニーへの訪問

- ➡ 平成28年10月7日までに、69社(*)を訪問
 - * 日新火災、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックス など
- ➡ リーディングカンパニーだけでなく、社会的な影響力が大きな中堅・中小企業や長時間労働の傾向が見られる業種の企業にも働きかけ

都道府県労働局長による地域の リーディングカンパニーへの訪問

- ➡ 平成27年1月から平成28年9月末までに、全国で約1,200社を訪問
- ➡ 都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置
 - * 全局に本部を設置し、自治体・労使団体と連携の上、女性活躍促進等も含めた働き方改革を推進
- ➡ 管内の企業トップへの働きかけを実施

◆ 先進的な取組事例等について、ポータルサイトを活用して情報発信(平成27年1月30日開設)

- ➡ 企業が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、その結果に基づき対策を提案
- ➡ 社員が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、自らの働き方・休み方を振り返る機会を提供
- ➡ 地方公共団体における働き方改革の取組事例(知事等のメッセージや宣言など)を掲載

働き方改革について、地域の実情に応じた取組を全国で働きかけ

(1) 年次有給休暇取得促進期間の実施

【実施状況】

- 10月を「**年次有給休暇取得促進期間**」とし、来年度の年次有給休暇の計画づくりの時期を捉えた集中的な広報を実施

＜実施事項＞

- ・都道府県、労使団体(216団体)に対する周知依頼
- ・専用WEBページの開設 ・インターネット広告
- ・ポスターの駅貼り広報(940箇所)
- ・厚生労働省メールマガジン、月刊誌『厚生労働』による広報
など



(2) 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進

【実施状況】

- 地域において、関係労使、自治体、NPO等が**協議会**を設置。地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、**地域の休暇取得促進の気運**を醸成

| | |
|---------|--|
| 愛媛県新居浜市 | 「新居浜太鼓祭り」(10月15日～18日)に合わせた取組 |
| 埼玉県秩父地域 | 「秩父夜祭」(12月3日)をはじめ、秩父地域の秋の紅葉、冬の氷柱などのイベントに合わせた取組 |
| 山形県新庄市 | 「新庄まつり」(8月24日～26日)をはじめ、新庄・最上地域のイベントに合わせた取組 |
| 大分県大分市 | 「大分七夕まつり」(8月)などのイベントに合わせた取組 |
| 静岡県静岡市 | 「大道芸ワールドカップ」(11月)をはじめとしたイベントに合わせた取組 |

〈啓発⑨〉メンタルヘルスケアに関する周知・啓発

労働者の心の健康づくりを推進するため、労働安全衛生法第69条に規定する措置（健康の保持増進）として事業場が取り組むべき事項を指針として示すとともに、事業場の取り組みを支援するための事業を実施。

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」

（平成18年策定・平成27年改正）

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が公表した指針。

職場におけるメンタルヘルス対策の原則的な実施方法を定めている。

○事業場内の体制整備

- ・衛生委員会等での調査審議
- ・心の健康づくり計画の策定
- ・事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任 等

○4つのメンタルヘルスケアの推進

- ・セルフケア、ラインによるケア、産業保健スタッフによるケア、事業場外資源によるケア

○メンタルヘルスケアの具体的進め方

- ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供
- ・職場環境等の把握と改善
- ・メンタルヘルス不調への気付きと対応
- ・職場復帰における支援

事業場の取組を支援する施策

I 都道府県労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等の実施

- メンタルヘルス対策の具体的な取組について産業保健総合支援センターと連携した指導・助言

II 全国の「産業保健総合支援センター」による事業場の取組支援

- 事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
- 個別事業場に訪問し助言・指導の実施
※約2,700件（平成28年4月～8月）
- 職場の管理監督者に対する教育の実施
※約1,100件（平成28年4月～8月）
- 職場復帰支援プログラムの作成支援

III その他メンタルヘルス対策の実施

- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供、メール相談窓口
※アクセス件数：約180万件、相談件数：約2,800件（平成28年4月～8月）
 - 働く人のメンタルヘルス不調等による健康障害に関する電話相談窓口「こころほっとライン」
※約2,500件（平成28年4月～8月）
 - 産業医等に対する研修の実施
※約3,100件（平成28年4月～8月）
- 等

《啓発⑩》ストレスチェック制度に係る国の取組

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止(一次予防)を目的とした「ストレスチェック制度」(労働安全衛生法第66条の10、平成27年12月施行)が事業場で適切に行われるよう、各種取組を実施。

労働局や監督署による周知

都道府県の労働局や労働基準監督署による説明会や周知活動を展開

ポータルサイト「こころの耳」による情報提供

「こころの耳」においてストレスチェック制度に関する様々な情報を提供

セミナー・研修会の開催

全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業者を対象とした制度の趣旨目的等を解説するセミナーや、産業保健スタッフを対象としたストレスチェック・面接指導の具体的な実施方法等に関する研修会を開催

相談対応・個別訪問

全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業所や産業保健スタッフからの相談対応、専門家の企業訪問による個別助言・支援を実施

相談支援窓口の設置

産業医、事業者、衛生管理者等からのストレスチェック制度に関するワンストップの相談支援窓口として、独立行政法人労働者健康安全機構に「ストレスチェック制度サポートダイヤル」を設置

実施プログラムの公開

無料で利用できる「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を厚生労働省のHPで公開

実施費用の助成

独立行政法人労働者健康安全機構を窓口として、小規模事業場に対しストレスチェック等の実施費用を助成

厚生労働科学研究

平成28年度現在、ストレスチェック制度による労働者のメンタルヘルス不調の予防と職場環境改善効果に関する研究を実施

《啓発⑪》職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発

広く国民及び労使への周知・広報

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」サイトの運営
 - パワーハラスメントの定義についての解説や関連する裁判例・企業の実践を紹介
 - アクセス件数(訪問者数)は約59.9万件(平成28年4月～平成28年9月)(前年同期比+4.5万件)
- ポスターやリーフレット等を作成し、全国の行政機関等で掲示・配布

労使の具体的な取組の促進

- 企業向けセミナーの実施
 - 企業の人事労務担当者等を対象に、「パワーハラスメント対策導入マニュアル(第2版)」を活用し、具体的なパワーハラスメント対策の導入方法を解説。
 - 全都道府県において61回実施予定(平成28年7月～平成29年2月)
- パワーハラスメント対策導入マニュアルの充実・改訂
 - 新たに、パワーハラスメントに係る相談対応の方法等を盛り込んだ「パワーハラスメント対策導入マニュアル(第2版)」を平成28年7月に公表。
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」サイトの充実
 - 簡易に誰もがパワーハラスメントに係る研修を受けることができる「オンライン研修講座」の掲載予定。
- 好事例集の作成
 - パワーハラスメント対策を先進的に取り組んでいる企業の好事例を収集した好事例集の作成予定。

《啓発⑫》商慣行・勤務環境等も踏まえた取組(その1)

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」について

1. 趣旨

○ 長時間労働の実態が見られるトラック運送業について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、当該業界における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。本省でとりまとめる中央協議会と、47都道府県にも同様の体制の地方協議会を設置。

※厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会が共同して協議会の運営に関する事務を行う。

○ 平成27年度は「トラック輸送状況の実態調査」を実施。(労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役に関する契約の有無等)

2. 今後のスケジュール

○ 中央協議会(平成27年5月20日に立ち上げ、平成27年度は3回開催。平成28年9月に第4回を開催。)、地方協議会(平成27年8月までにすべての都道府県で立ち上げ、平成27年度は各2~3回開催。現在、本年度初の協議会を順次開催中。)

○ 割増賃金引上げの施行予定日(平成31年4月)までに4半期~半年に1回程度の開催

○ 平成28年度から29年度にかけ、47都道府県でパイロット事業を実施し、様々な荷種における取組事例を蓄積。

○ 実態調査、パイロット事業等で得られた知見を踏まえ、ガイドラインの策定等を実施予定。

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---------------------------------------|------------------------------------|--------------|---------------------|
| ①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会) | 協議会の設置 | | | |
| | 協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定等 | | | |
| ②長時間労働の実態調査、対策の検討 | 調査の実施・検証 | | | |
| ③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化 | | パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業 | | |
| ④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及 | | | ガイドラインの策定・普及 | |
| ⑤長時間労働改善の普及・定着 | | | | 普及・定着の促進 助成事業の実施 |

定期的なフォローアップ
更なる対策の検討

《啓発⑫》商慣行・勤務環境等も踏まえた取組(その2)

情報通信技術者の労働条件を向上させる取組(平成28年度新規)

IT業界の取引の在り方の改善と長時間労働の削減を進めるため、事業者団体と連携し、検討委員会の開催、企業の実態調査、セミナーの開催等の事業を実施することにより、IT業界で働く方の長時間労働を削減する。

1. 検討委員会の設置

- 長時間労働削減対策に向けた課題の抽出や支援策等について検討する。事業者団体、学識経験者、経営者団体、労働組合、関係省庁により構成。(平成28年9月に第1回を開催。このほか、今年度は10月・2月頃開催予定)

2. 企業向けセミナーの開催

- 長時間労働削減対策に関するセミナーを開催する。(計3回)

3. IT企業への個別訪問等による実態調査

- 個別訪問やアンケートを通じた実態調査により、IT業界の長時間労働の実態等について調査・分析を行う。

4. 周知広報

- IT業界で働く労働者の長時間労働の問題等について、リーフレット及びパンフレットの配布、Web広告等により周知広報を実施する。

《啓発⑫》商慣行・勤務環境等も踏まえた取組(その3)

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組(医療関係部局と連携して実施)

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

1. 医療機関に対する相談支援の実施

- 各都道府県の「医療勤務環境改善支援センター」へ、医業分野アドバイザーや医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関の勤務環境改善の取組に対する支援を実施。(支援センターは現在44カ所設置済み。支援センター未設置県にも医療労務管理アドバイザーを配置。)

2. 勤務環境改善に向けた調査研究

- 医療機関における労働実態(時間外労働、夜勤、連続勤務等)及び勤務環境改善マネジメントシステム※の実施状況並びに支援センターにおける活動状況の把握・分析を行い、勤務環境改善に関する前年度までの政策効果を検証し、更なる推進方策の検討(医療機関及び支援センターの取組に関する数値目標や評価方法等の検討を含む)を行う。

※ 勤務環境改善マネジメントシステム＝医療機関PDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み

3. 「勤務環境改善マネジメントシステム」の普及促進

- 全国各地でセミナーを開催。
- 勤務環境改善マネジメントシステムに関するリーフレット等を関係機関に配布。

4. 医療分野の「雇用の質」データベースサイトの運営

- 勤務環境改善に関する好事例等、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを継続運営。

《啓発⑬》商慣行・勤務環境等も踏まえた取組(その4)

仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会 概要

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を受け、長時間労働の是正に向け、時間外労働の実態等の議論を行うことを目的として、「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」を立ち上げ、平成28年9月9日に第1回を開催。

検討事項

- ・ 36協定上の延長時間、実際の時間外労働実績などの実態や課題の把握
- ・ 諸外国における労働時間制度の現状と運用状況
- ・ 健康で仕事と生活の調和がとれた働き方を実現するための方策

参集者(◎座長)

| | | | |
|-------|-------------------|--------|-----------------------|
| 荒木尚志 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | ◎今野浩一郎 | 学習院大学経済学部経営学科教授 |
| 大久保幸夫 | リクルートワークス研究所所長 | 小畑史子 | 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 |
| 黒田祥子 | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 | 小曾根由実 | みずほ情報総研シニアコンサルタント |
| 島田陽一 | 早稲田大学法学学術院教授 | 平野光俊 | 神戸大学大学院経営学研究科教授 |
| 守島基博 | 一橋大学大学院商学研究科教授 | 山田久 | 日本総合研究所調査部長／チーフエコノミスト |

今後の予定

- これまでに計3回開催。今後、1ヶ月に1回を目処に開催予定。

《相談体制の整備等①》

労働条件に関する相談窓口の設置

労働条件相談ほっとライン【委託事業】

- 平日夜間・土日に、労働条件に関して無料で相談を受け付け
0120(フリーダイヤル)ー811(はい!)ー610(労働)
月・火・木・金17:00～22:00、土・日10:00～17:00

【相談件数】 12, 515件(平成28年4月1日～平成28年8月31日分)
(主な相談内容)

| | | | |
|------------|------|--------|--------|
| 長時間労働・過重労働 | 364件 | 解雇・雇止め | 1,125件 |
| 賃金不払残業 | 935件 | 休日・休暇 | 1,322件 |

過重労働解消相談ダイヤル

- フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を実施
実施日時 : 平成28年11月6日(日) 9:00 ~ 17:00
フリーダイヤル: 0120(794)713(なくしましょう 長い残業)

《相談体制の整備等②》

メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」メール相談窓口の設置(平成26年度～)

職場における心の健康問題に関する様々な質問・相談に対応するため、メール相談窓口を設け、事業者、産業保健スタッフ、労働者等からの電子メールによる相談に対し、産業カウンセラー等の専門家が対応するサービスを実施

【実績】 ・ポータルサイトのアクセス件数 約180万件(平成28年4月～8月)
・メール相談件数 約2,800件(平成28年4月～8月)

働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口 「こころほっとライン」の開設 (平成27年9月～)

メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策に関することについて、全国の労働者等からの電話相談に応じる窓口「こころほっとライン」(※)を開設

※「こころほっとライン」は、平成28年10月より、「こころの耳電話相談」に名称変更

【専用ダイヤル】0120-565-455

【受付日時】月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00(祝日、年末年始を除く)

【対象者】労働者やその家族、企業の人事労務担当者など

【実績】 電話相談件数 約2,500件(平成28年4月～8月)
※約2,900件(平成27年9月～平成28年3月)

《相談体制の整備等③》

産業医等相談に応じる者に対する研修等の支援

産業保健活動総合支援事業

労働者の健康確保のため、事業者及び産業保健関係者に対するメンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する研修等の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等を行うことにより、事業場の産業保健活動を支援。

47都道府県に設置

産業保健総合支援センターの業務

各支援センターの下の地域ごとに「地域の窓口」として設置

地域窓口の業務

- 産業保健関係者からの専門的相談対応
- 産業保健スタッフへの研修
【実績】約3,100件（平成28年4月～8月）
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
【実績】約2,700件（平成28年4月～8月）
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育
【実績】約1,100件（平成28年4月～8月）
- 産業保健に関する情報提供

- 小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談対応
- 小規模事業場への個別訪問による産業保健指導の実施
- 小規模事業場への産業保健に関する情報提供

《民間団体の活動に対する支援①》シンポジウム

過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

概要

全国42都道府県で43回開催(東京は2回)(前年度:29都道府県29回)において、過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議など民間団体と連携してシンポジウムを開催



東京(中央)会場

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 平成28年11月9日(水) 会場 イイノホール 4F ホール (東京都千代田区千代田2-1-1 豊洲ビルディング) (定員) 300名

主催:厚生労働省 後援:東京都 協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



神奈川会場

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

参加無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 平成28年11月1日(火) 13:00~16:30 (受付12:30~) 会場 日石横浜ホール (横浜市西区山下町3-1) (定員) 200名

主催:厚生労働省 後援:神奈川県、横浜市 協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

| 開催地 | 開催日 | 開催時間 | 会場 |
|-----|------------|---------------|----------------------|
| 北海道 | 11月23日(水祝) | 14時00分~16時00分 | 札幌市教育文化会館 |
| 青森 | 11月19日(土) | 14時00分~16時00分 | 青森県労働福祉会館 |
| 岩手 | 11月8日(火) | 18時30分~20時30分 | エスポワールいわて |
| 宮城 | 11月26日(土) | 14時00分~16時30分 | エル・パーク仙台 |
| 秋田 | 11月25日(金) | 14時30分~16時30分 | にぎわい交流館AU |
| 山形 | 11月12日(土) | 15時00分~17時00分 | 山形県J A ビジネス |
| 茨城 | 11月5日(土) | 13時30分~16時30分 | 茨城県立県民文化センター |
| 栃木 | 11月7日(月) | 13時30分~16時00分 | とちぎ福祉プラザ |
| 群馬 | 11月19日(土) | 13時30分~15時30分 | 群馬県勤労福祉センター |
| 埼玉 | 11月28日(月) | 14時00分~17時00分 | さいたま共済会館 |
| 千葉 | 12月3日(土) | 13時30分~16時30分 | 千葉商工会議所 |
| 東京 | 11月9日(水) | 13時00分~16時00分 | イイノホール |
| | 11月18日(金) | 17時00分~19時30分 | 京王プラザホテル八王子 |
| 神奈川 | 11月1日(火) | 13時00分~16時30分 | 日石横浜ホール |
| 新潟 | 11月12日(土) | 13時30分~16時30分 | 朱鷺メッセ |
| 富山 | 11月19日(土) | 13時30分~16時30分 | 富山県民会館 |
| 石川 | 11月24日(木) | 18時00分~20時00分 | 石川県地場産業振興センター |
| 福井 | 11月27日(日) | 13時30分~16時30分 | フェニックスプラザ |
| 山梨 | 11月27日(日) | 13時30分~16時30分 | 山梨県地場産業センター |
| 長野 | 11月26日(土) | 13時30分~16時30分 | 長野県教育会館 |
| 岐阜 | 11月12日(土) | 13時30分~16時30分 | ハートフルスクエア-G |
| 静岡 | 11月18日(金) | 18時00分~20時30分 | C S A 貸会議室レイアップ御幸町ビル |

《民間団体の活動に対する支援②》シンポジウム・交流会

| 開催地 | 開催日 | 開催時間 | 会場 |
|-----|------------|---------------|-----------------|
| 愛知 | 11月23日(水祝) | 13時30分～16時30分 | ウィルあいち |
| 三重 | 11月17日(木) | 18時00分～20時00分 | 三重県教育文化会館 |
| 滋賀 | 11月22日(火) | 18時30分～20時30分 | 草津商工会議所 |
| 京都 | 11月16日(水) | 18時30分～20時35分 | 池坊短期大学 こころホール |
| 大阪 | 11月11日(金) | 14時00分～16時45分 | コングレコンベンションセンター |
| 兵庫 | 11月22日(火) | 14時00分～17時00分 | 兵庫県民会館 |
| 奈良 | 11月10日(木) | 13時30分～16時30分 | 奈良商工会議所 |
| 和歌山 | 12月9日(金) | 18時30分～20時40分 | 和歌山ビッグ愛 |
| 鳥取 | 11月30日(水) | 13時30分～16時00分 | 鳥取県立生涯学習センター |
| 島根 | 11月12日(土) | 13時00分～15時30分 | 浜田市総合福祉センター |
| 岡山 | 11月12日(土) | 13時30分～16時00分 | 岡山県労働福祉事業会館 |
| 広島 | 11月25日(金) | 18時30分～20時30分 | 広島YMCA国際文化センター |
| 山口 | 11月19日(土) | 10時00分～12時30分 | 山口県労働者福祉文化中央会館 |
| 徳島 | 11月12日(土) | 13時30分～16時30分 | ふれあい健康館 |
| 愛媛 | 11月5日(土) | 14時00分～16時30分 | 東京第一ホテル松山 |
| 福岡 | 12月3日(土) | 13時00分～16時30分 | 福岡商工会議所 |
| 佐賀 | 11月26日(土) | 14時00分～16時00分 | 佐賀県教育会館 |
| 長崎 | 11月23日(水祝) | 14時00分～17時30分 | 長崎市立図書館 |
| 熊本 | 1月28日(土) | 13時30分～ | メルパルク熊本 |
| 大分 | 11月22日(火) | 13時30分～16時35分 | ホルトホール大分 |
| 宮崎 | 11月26日(土) | 14時00分～17時00分 | 宮日会館 |



過労死遺児交流会の開催

過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベント等を通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う交流会を実施する。
 ※プログラムは、体験活動、講演会、相談会など
 ※12月下旬の開催に向け準備中